

大阪樟蔭女子大学研究データポリシー

2025年 4月 1日

（目的）

1. 本ポリシーは「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議）を踏まえ、大阪樟蔭女子大学（以下「本学」という。）における研究データの管理・保存・公開および利活用の基本方針を定めることにより、オープンサイエンスを推進するとともに、研究の健全性と公正性を確保し、基礎科学の推進と応用科学の展開を図り、知の継承・創造・統合に向けた学術研究の実践を目指すものである。

（研究データの定義）

2. 本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、本学における研究活動の過程または結果として、研究者等によって収集または生成されたデータを指す。

（研究者等の責務）

3. 研究者等は、各研究データに対し可能な限りメタデータを付与すること等により、研究データを適切に管理・保存し、それぞれの研究分野の特質を踏まえた上で、法的及び倫理的要件に従って、可能な限り広く社会に公開して、その利活用を促進するものとする。

（大学の責務）

4. 本学は、研究データの管理及び公開を支援する環境の整備を推進する。

大阪樟蔭女子大学研究データポリシーの補足・解説

1. 目的

本ポリシーは「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議）を踏まえ、大阪樟蔭女子大学（以下「本学」という。）における研究データの管理・保存・公開および利活用の基本方針を定めることにより、オープンサイエンスを推進するとともに、研究の健全性と公正性を確保し、基礎科学の推進と応用科学の展開を図り、知の継承・創造・統合に向けた学術研究の実践を目指すものである。

(1) ポリシー策定の背景と目的

本学は伝統ある女子大学として、人間性をはぐくむ教養と各専門領域の学術技芸との融合を重視した教育と研究を推進し、地域社会、企業社会、さらには国際社会に貢献しうる人間性豊かな人材を育てるとともに、総合的な「知の拠点」として先進的な研究を展開し、学術的な新知見を国内外に発信して地域の活性化と我が国の発展、人類の幸福に貢献することを大学設置における重要な使命としており、その根幹となる研究データの適切な管理・保存・公開および利活用が重要である。

デジタル・トランスフォーメーション（DX）の進展に伴い、大量のデータ、高度な計算資源、大規模なネットワークの活用など、研究開発活動の変容が進んでいる。また、研究成果の発表手段の多様化により、オープンサイエンス等の世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が進みつつある。一方、世界的な出版社による論文発表の寡占が進展するなど、研究成果や研究プロセス全体で得られたデータをビジネスの対象とする動きも見られる。研究データは、我が国のみならず世界にとって重要な知的資産であるといえる。

以上の背景から、本学におけるオープンサイエンスの推進ならびに研究の健全性と公正性の確保を図るため、研究データの管理・保存・公開および利活用の基本方針である「大阪樟蔭女子大学研究データポリシー」（以下「本ポリシー」という。）を制定するものである。

(2) 法令、契約、本学が定める規程等の遵守

研究データの管理及び公開にあたっては、本ポリシーに従うこととなるが、法令、契約、本学が定める規程、各研究分野において要求される倫理的要件等は、本ポリシーに優先して遵守されなければならない。

2. 研究データの定義

本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、本学における研究活動の過程または結果として、研究者等によって収集または生成されたデータを指す。

(1) 「研究データ」とは、本学における研究活動の過程あるいは研究の結果として研究者等によって収集または生成されたデータを指し、その形態はデジタル、非デジタルを問わない。また、数値、画像、テキスト等のあらゆる形態を含む。

具体的には、以下に分類される。

- 1)一次データ（生データ：研究対象から新規に収集・生成されたオリジナルデータ）
- 2)二次データ（一次データを加工したデータ、一次データを解析したデータ）
- 3)論文等の根拠となるデータで上記1)、2)以外のもの
- 4)上記1)～3)のデータに基づいて作成された論文等に記載された情報

(2) 「本学における研究活動」には、本学の研究者等が実施する研究活動の他、本学のリソース（施設、設備等）を用いて他機関（大学、民間企業、その他機関）に所属する研究者が実施する研究活動も含む。本学のリソース（施設、設備等）を用いて他機関（大学、民間企業、その他機関）に所属する研究者が実施する研究活動に対しても、原則、本ポリシーを適用することとするが、契約等に定めがある場合は、その定めに従う。

(3) 「研究者等」とは、以下の者をいう。

- 1)研究活動を行う本学の専任教員、客員研究員、職員
- 2)研究活動を行う本学の学生・大学院生
- 3)「本学における研究活動」に従事する1)、2)以外のもの、なお、他機関（大学、民間企業、その他機関）に所属する研究者等との共同研究等を実施する場合、他機関に所属する研究者等を、それらの者が所属する機関との協議の上、本ポリシーにおける「研究者等」に含めることができる。

(4) 研究者等が以前に在籍した機関で収集又は生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持・利用している場合は、本ポリシーの対象となる。

3. 研究者等の責務

研究者等は、各研究データに対し可能な限りメタデータを付与すること等により、研究データを適切に管理・保存し、それぞれの研究分野の特質を踏まえた上で、法的及び倫理的要件に従って、可能な限り広く社会に公開して、その利活用を促進するものとする。

- (1) 研究データの管理・保存、公開の態様および時期、また公開の可否については原則として、当該研究データを収集または生成した研究者等が、研究分野の特性等を踏まえ判断するものとする。ただし、複数の研究者等が共同して研究を実施する場合には、関係者と協議の上、研究データの管理に関する権利と責務の所在を明確にしておくことが望ましい。
- (2) 学部及び大学院で研究指導を受ける学生・大学院生も本ポリシーの対象となり、これら学生・大学院生は、研究指導教員等の指導に基づき研究データの管理を行う。
- (3) 公開する研究データには、正確性・完全性・追跡可能性等を担保することが求められる。信頼性のない研究データを利用した論文は撤回を余儀なくされることにもなるため、不用意・不適切な研究データの公開は、本学及び研究者等の信用を損なうことにもなる。研究者等は研究データの公開にあたり、当該研究データの信頼性を確保するよう努めながら、可能な限り社会に公開し、その利活用を促進するものとする。
- (4) 研究データのメタデータについては、令和3年4月27日の統合イノベーション戦略推進会議の「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」で提示された「メタデータの共通項目」を基礎とする。
- (5) データの公開にあたっては、可能な限り、FAIR原則(※以下を参照)に則ることが望ましい。このことによりさまざまなデータが、一つの研究成果だけにとどまらず、より広範な、新たな知識の創生に寄与する可能性を拡げることになる。

※日本語訳：NBDC研究チーム

"FAIR原則（「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳）" (2019).

<https://doi.org/10.18908/a.2019112601>

Findable : 発見可能性

Accessible : アクセス可能性

Interoperable : 相互運用可能性

Re-usable : 再利用可能性

(6) 公開にあたり考慮が必要なデータの例を、以下に示す。

- ・個人のプライバシーの観点から保護が必要な研究データ
- ・研究成果の商用化・産業化を目的として収集された研究データ
- ・共同研究契約等で研究成果の公開に制限がある研究データ
- ・財産的価値の観点から保護が必要な研究データ
- ・安全保障輸出管理の対象となる研究データ

(7) 研究者等は、異動または退職する場合、その管理する研究データの取扱いをあらかじめ決めなければならない。

4. 大学の責務

本学は、研究データの管理及び公開を支援する環境の整備を推進する。

(1) 本学は、研究者等が収集または生成した研究データを適切に管理・保存・公開して利活用できるように、以下の支援等ならびに研究データ管理・保存・公開の環境を整備する。

- ①研究データを公開するためのデータリポジトリ（機関リポジトリ等）の整備
- ②研究データの管理及び公開に関する情報提供
- ③研究データの管理・保存・公開および利活用に関する規程等の制定
- ④研究データの管理・保存・公開および利活用の啓発
- ⑤研究データの管理・保存に関する計画や行動の支援

(2) 本補足・解説は必要に応じて改正する。